

香取市テレビ共同受信施設撤去事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地上デジタルテレビ放送の難視聴を解消するために市内に整備した共同受信施設のうち、成田国際空港株式会社から譲渡を受けた共同受信施設（以下「共聴施設」という。）を維持管理する共聴組合（以下「共聴組合」という。）に対し、当該共聴施設の撤去に係る住民負担の軽減を図るため、予算の範囲内において、香取市テレビ共同受信施設撤去事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、香取市補助金等交付規則（平成18年香取市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、共聴組合であって、当該組合の解散を予定しているものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する共聴施設の撤去とする。

なお、当該事業に対して国もしくは県の補助金が交付される場合は、本補助金の対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る共聴施設の受信アンテナ、電送路及び支柱（それらの附属物品を含む。）の撤去及び処分に要する経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、次の表の左欄に掲げる組合加入世帯数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

組合加入世帯数	補助限度額
50世帯未満	100万円

50世帯以上100世帯未満	200万円
100世帯以上	300万円

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、香取市テレビ共同受信施設撤去事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 共聴組合の会則、規約等
- (4) 工事見積書の写し
- (5) 共聴組合の名簿
- (6) 共聴施設の維持管理に要する費用を組合費等により徴していることが分かる書類
- (7) 共聴組合の解散が組合員の総意であることが分かる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、規則第4条の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、香取市テレビ共同受信施設撤去事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により、共聴組合に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、規則第8条第3項の規定により補助対象事業の内容を変更するときは、香取市テレビ共同受信施設撤去事業補助金変更承認申請書（別記第3号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、

香取市テレビ共同受信施設撤去事業補助金実績報告書（別記第4号様式）
に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （１） 事業報告書
- （２） 収支決算見込書
- （３） 工事請負契約書又は契約書に準ずるものの写し
- （４） 撤去及び処分に要した費用の支払が確認できる書面の写し
- （５） 共聴施設の撤去前後の写真
- （６） 補助金の振込先の口座番号が分かる書類の写し
- （７） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付額の確定）

第10条 市長は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、香取市テレビ共同受信施設撤去事業補助金交付額確定通知書（別記第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けたものは、規則第14条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、香取市テレビ共同受信施設撤去事業補助金交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたものに対し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。